

# UBC情報



発行： 2021年6月1日

No. 252

Selected Clients & Professionals Relationship

## ～河野会計事務所からのお知らせ～

源泉所得税の納期特例を受けている場合、1月～6月分の源泉税の納期限は7月12日(月)です。また社会保険関係では算定基礎届の提出、令和3年度労働保険料等の申告・納期限も同じく7月12日(月)となっています。

### トピックス

## 中小企業向け「所得拡大促進税制」の見直し

所得拡大促進税制は、中小企業者等が国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。令和3年度税制改正において、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を支援するために要件が見直され、適用期限が2年間延長されました。

【改正は本年4月以後開始事業年度から適用】

改正前の適用要件では、継続雇用者（前年度から適用年度までの全ての月分で給与等の支給を受けている一定の国内雇用者）に対する給与等支給額の増加率で判定しますが、本年4月以後に開始する事業年度（個人は令和4年）から次のようになります。

◎通常の適用要件……全ての国内雇用者に対する給与等支給額（以下、雇用者給与等支給額）が前年度と比較して1.5%以上増加していることが要件となります。なお、雇用調整助成金等がある場合、給与等支給額から控除しないで判定します。

◎税額控除額……雇用者給与等支給額について、前年度からの増加額の15%（上乗せ措置の要件を満たす場合は25%）を税額控除します。ただし、法人税額（個人は所得税額）の20%が上限となります。なお、税額控除額を計算する際は給与等支給額から雇用調整助成金等を控除します。

◎上乗せ措置……雇用者給与等支給額が前年度比2.5%以上増加しており、かつ、①教育訓練費が前年度比10%以上増加している、又は②中小企業等経営強化法に基づく計画の認定を受けて、経営力向上が確実に行われていること、のいずれかを満たす場合に税額控除率が10%上乗せ（25%）になります。

## ◆令和3年度の労働保険の年度更新は

労働保険（労災保険、雇用保険）の年度更新は毎年、前年度の確定保険料と新年度の概算保険料を併せて申告・納付する手続きです。

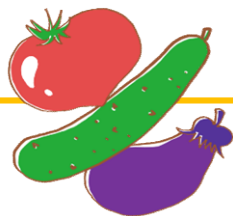
令和3年度の年度更新期間は6月1日から7月12日までとなり、労災保険率・雇用保険率ともに改定はありません（申告書は5月末頃届きます）。

なお、申告書の提出は都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、又は電子申請でも行えます（資本金等1億円超の法人などは電子申請が義務）。また、令和3年度から1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできる「GビズID」を利用した電子申請が行えるようになりました（この場合、電子証明書の取得は不要）。

## ◆「事業再構築補助金」の第2回公募が開始

新型コロナの影響が長期化する中で、新分野展開や業態転換等の事業再構築に取り組む中小企業等を支援するために1兆円超の予算を組んで実施している「事業再構築補助金」の第2回公募が開始されました（申請受付は5月26日から開始されています）。今年度中にあと3回程度実施予定です。

なお、本補助金では緊急事態宣言の影響を受けて早期の事業再構築が必要な事業者に対し、補助率を3/4（中堅企業は2/3）に引上げ、優先的に審査する「緊急事態宣言特別枠」もあります。



## 編集後記

例年より早い梅雨入りで連日ジメジメしていますね。梅雨の湿気は、人間の体にも影響し、むくみや疲労の蓄積となることも？！夏野菜に多く含まれるカリウムやコーヒーなどのカフェインを摂取するとむくみの改善が見込まれるそうです。梅雨があければ、すぐ暑い夏がきます。体調管理に気を付けましょう。

## ◆教育資金の贈与に係る非課税措置の見直し

直系尊属である親や祖父母等（贈与者）から30歳未満の子や孫（受贈者）に対して、教育に充てる資金を一括贈与した場合に贈与税を非課税とする措置は、令和3年度税制改正において見直しが行われ、適用期限が令和5年3月まで延長されました。

◎教育資金の一括贈与が1500万円まで非課税

教育資金の非課税措置は、受贈者ごとに1500万円（塾や習い事など学校等以外に支払う費用は500万円が限度）まで贈与税を非課税とするもので、取扱金融機関で専用口座を開設し、贈与する資金の預入等を行い管理する必要があります（贈与を受ける前年における受贈者の合計所得金額が1千万円を超える場合は非課税措置の適用は受けられません）。

教育資金口座に係る契約は、受贈者が30歳に達した場合などに終了し、その時点で教育資金として使われなかった残額は贈与税の課税対象となります。

また、契約期間中に贈与者が亡くなった場合における残額の取扱いは、平成31年4月から相続開始前3年以内の本措置による贈与について、亡くなった時点での残額が相続税の課税対象となっていますが、取扱いが見直されます。

◎本年4月以後の贈与から適用される取扱い

今年度改正により、契約期間中に贈与者が亡くなった場合は、相続開始前3年以内の贈与に限らず、亡くなった時点での残額を受贈者が相続等により取得したものとみなされます。

また、受贈者が贈与者の子以外（孫など）である場合は、残額について相続税額の2割加算が適用されます（代襲相続人となった孫は除く）。この取扱いは、本年4月以後の贈与に適用されます。

発行元 (有)ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 252

発行：2021年  
6月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
(有)ユービーシー経営  
河野会計事務所  
〒755-0036  
宇部市北琴芝1-6-10  
TEL：0836-33-6717  
FAX：0836-33-6753  
Mail：info@ubc-net.com  
URL：http://ubc-net.com  
所属：（一財）総合福祉研究会  
（一社）全国地域医業研究会

## 介護

### 短期間で集中した感染症対策を ～新型コロナウイルス感染症の第3次緊急事態宣言が発令～

政府は昨年4月7日に埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(以下「首都圏1都3県」と言います。)、大阪府、兵庫県及び福岡県の7都府県に第1回目の緊急事態宣言を発し、4月16日には措置地域を全都道府県に拡大、5月4日には期間を5月31日まで延長しましたが、最終的には5月25日に緊急事態解除宣言を行いました。今年1月7日には、期間を1月8日から2月7日までの31日間として第2回目の緊急事態宣言を首都圏1都3県に発し、1月13日には1都2府8県に拡大しました。その後栃木県を除く1都2府7県について3月7日まで延長しましたが、3月1日からは首都圏1都3県に縮小、3月21日をもって緊急事態措置を終了しました。

4月5日からは宮城県、大阪府及び兵庫県を対象地域としてまん延防止等重点措置(以下「まん延防止措置」と言います。)が公示され、その後対象地域に東京都、京都府及び沖縄県、また埼玉県、千葉県、神奈川県及び愛知県、さらに愛媛県が加えられています。そして4月25日からはこのうち東京都、京都府、大阪府、兵庫県の1都2府1県が緊急事態宣言に切り替えられ、その後愛知県、福岡県に加え、北海道、岡山県、広島県を追加しました。

新型コロナウイルスに対する対処方針は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日：令和3年4月23日変更)」に記されています。前回の緊急事態宣言から3か月であることから大きな変更はありませんが、まん延防止措置、変異種とワクチン接種等についての記述が詳細になっています。

緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者に関しては、前回(第2回)と内容に変更はなく、「2. 支援が必要な方々の保護の継続」で「高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者(生活支援関係事業者)の事業継続を要請する。」、「生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる全ての製造業、サービス業を含む。」とされており、また「4. 社会の安定の維持」で「⑦育児サービス(託児所等)」とされています。

行政と国民一人一人が改めて様々な感染予防策を取るとともに、計画的かつ速やかなワクチン接種を行うことにより、今次の緊急事態宣言で収束を図りたいものです。

(総合福祉研究会)



子育て世帯等への支援拡大へ  
～経済財政諮問会議で社会保障や財政再建を議論～

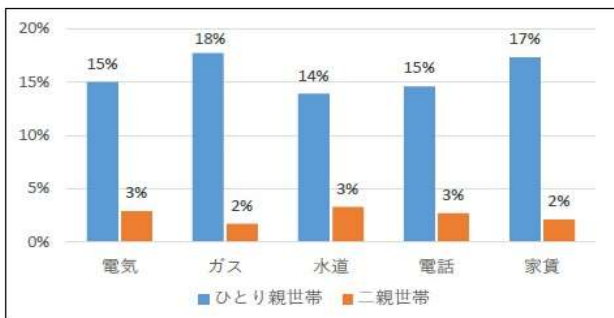
4月26日に開催された経済財政諮問会議では、社会保障、特に少子化対策・子育て支援及び新型コロナウイルス対策と経済・財政一体改革について議論されました。このうち少子化対策・子育て支援については、新型コロナウイルス下で深刻化した子ども・子育て世帯が抱える課題や孤独・孤立問題、格差問題には早急な対応が必要であり、若者世代、子育て世代が安心できる経済環境を作っていくことが重要であるとの考えを示しました。子ども・子育て世帯が抱える課題としては、過去1年間で金銭的な理由で電気・ガス・水道・電話・家賃等の滞納があった割合は、2人親世帯が2～3%であったのに対してひとり親世帯では15～20%であり、ライフラインを失うリスクが高いことや、日本は欧米諸国に比べ、家庭内での育児時間、特に女性が担う育児時間が長く、また突然の用事の際に援助を頼む相手が少ないことなどを挙げています(参考資料1～4参照)。

また、わが国の家族関係社会支出の対GDP比は2015年で1.31%でしたが、近年増加し、2020年には1.9%程度と、概ねOECDの平均水準(2015年で2.1%)へ近づく見込みであるとこれまでの支援策の実績を強調しつつも、これらの各種施策の効果を徹底的に分析・総点検した上で、応能負担を中心に財源を確保しつつ、より効果的な支出に振り向けていくべきとしています。

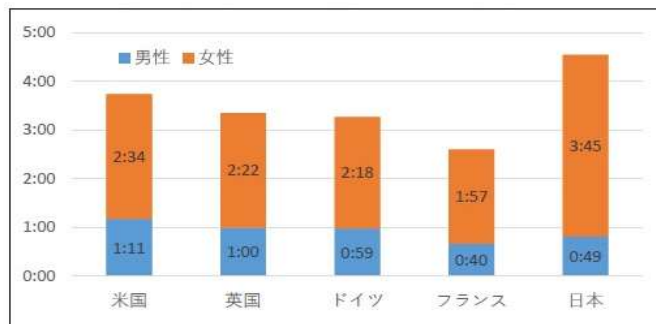
さらに、非正規雇用や育児に関する意識・風土や慣行を抜本的に改めるべきとの意見が出されています。具体的な方向性が見えにくい内容となっていますが、財政の健全化は引続き継続されることですので、例年であれば6月に取りまとめられる「骨太の方針」に何が盛り込まれるか注視したいと思います。  
(総合福祉研究会)



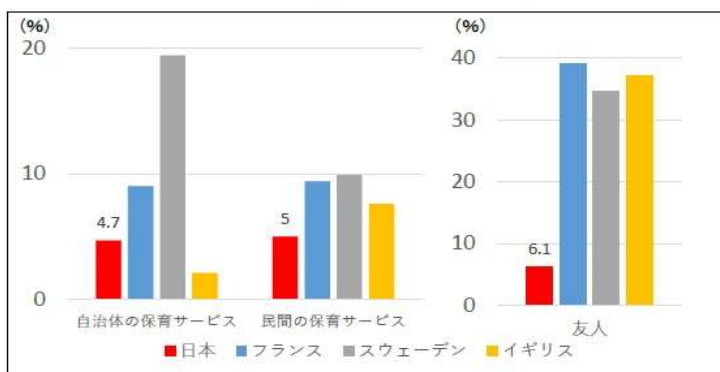
【参考資料1】 過去1年間で金銭的な理由で滞納があった割合  
～ひとり親世帯がライフラインを失うリスクは1割から2割～



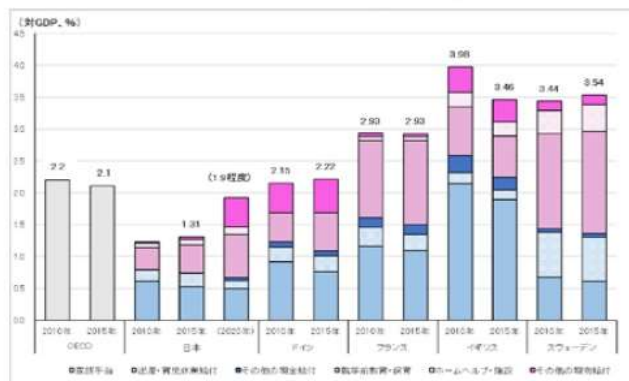
【参考資料3】 子育て中の夫婦の育児時間  
～日本は家庭内、女性の育児時間が長く、外部化が課題～



【参考資料2】 母親が突然の用事の際に援助を頼む相手 (割合)  
～保育サービスへの外部化、友人に頼る共助が弱い～



【参考資料4】 家族関係社会支出の対GDP比  
～近年増加し、概ねOECDの平均水準へ近づく～



(備考) 参考資料1は国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合い調査(2017年の調査)」により作成(親子2世代の世帯)。参考資料2は内閣府「少子化社会に関する国際意識調査(2015年)」により作成。参考資料3は内閣府「男女共同参画白書令和2年版」により作成。参考資料4は内閣府「選択する未来2.0」中間取りまとめ参考資料及びOECD.Statより作成。